

●香川県告示第282号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町5-18-37

テーブルマーク株式会社 代表取締役 山田 良一

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡多度津町道福寺165-1

テーブルマーク株式会社 多度津工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	①600 l/h 1基、②250 l/h 2基 ③800 kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手から1週間後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続9時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①2400	①2500
		③350	③400
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①2300	①2400
		③250	③300
	浮遊物質量 (mg/l)	①2200	①2300
③220		③500	
窒素含有量 (mg/l)	15	30	
りん含有量 (mg/l)	5	10	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①2、② (2基分) 4、③3	①3、② (2基分) 6、③3

変更しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設
能	力	500kg/h
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日
	工事完成予定年月日	着手から1週間後
	使用開始予定年月日	完成日

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		(変更前) 連続8時間使用 (変更後) 連続9時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
汚染状態	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	270	330
	化学的酸素要求量 (mg/l)	270	320
	浮遊物質 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	20	40
	りん含有量 (mg/l)	10	15
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 31 (変更後) 29	(変更前) 32 (変更後) 30

施設を移設するほか、原材料の種類及び使用量の変更により排出される汚水等の量が減少する。
(備考) 他に既設特定施設12基を移設し、一部施設について使用の方法を変更するが、排出される汚水等の汚染状態及び量に変更はない。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第1排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
汚染状態	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	30	37
	化学的酸素要求量 (mg/l)	45	52
	浮遊物質 (mg/l)	38	45
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)		170	200

他に排水口が8箇所（雨水専用）ある。

(備考) 今回特定施設の設置及び下水道接続計画の一部見直しを行うが、一部既設特定施設の廃止及び使用の方法の変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年7月16日から同年8月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
多度津町環境課